

## e・ライフサポート株式会社 認知症デイサービス・桜の宿

### 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護 運営規程

#### (事業の目的)

**第1条** e・ライフサポート株式会社が開設する認知症デイサービス・桜の宿(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「通所介護従業者」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

**第2条** 指定認知症対応型通所介護の提供にあつては、事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあつては、事業所の通所介護従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症デイサービス・桜の宿
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字宿1 40番地1

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 通所介護従業者

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 生活相談員   | 1名以上            |
| 看護職員    | 1名以上(機能訓練指導員兼務) |
| 介護職員    | 1名以上            |
| 機能訓練指導員 | 1名以上(看護職員兼務)    |

通所介護従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日まで（祝祭日含む）とし、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）は休業日とする。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。  
延長サービス体制 所要時間8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、3時間を限度として延長サービスを行う。延長については、個別に相談に応じることとする。
- （3）連絡体制 電話による24時間常時連絡可能な体制とする。

### （指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）

**第6条** 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名

### （指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等）

**第7条** 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- （1）食事の提供
- （2）入浴
- （3）日常生活動作の機能訓練
- （4）健康チェック
- （5）送迎
- （6）個別機能訓練
- （7）運動機能向上（介護予防）
- （8）生活機能向上グループ活動サービス（介護予防）

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満の場合は100円/Km、10キロ以上の場合は150円/Kmを徴収する。

3 食費は、1食当たり704円を徴収する。

4 おむつ代は、1枚当たり100円、パット代30円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、1日当たり100円を徴収する。

6 延長サービスが12時間を越えた場合、1時間当たり1,500円を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の書面に署名（記名押印）を受けすることとする。

### （通常の事業の実施地域）

**第8条** 通常の事業の実施地域は、さいたま市とする。

### （サービス提供の留意事項）

**第9条** 指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の留意事項は次のとおりとする。

- （1）指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- （2）指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- （3）指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
- （4）指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。認知症の症状に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

### （サービスの利用に当たっての留意事項）

**第10条** 通所介護従業者は、事前に利用者に対し次の点に留意を求める。

- （1）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （2）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （3）体調不良等によって認知症対応型通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- （4）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- （5）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

### （緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き）

**第11条** 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事業者と利用者および家族の合意のもと、以下の手続きにより行うこととする。

- 2 身体拘束等を行う場合には身体拘束廃止委員会を開催し会議において討議し、やむを得ないと判断した場合において身体拘束等の手続きを行うこととする。
- 3 利用者本人や家族に対して、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。
- 4 利用者本人や家族に対して身体拘束等に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取る。
- 5 経過観察記録を用い、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、従業者間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。
- 6 身体拘束等に関する説明書・経過観察記録は、事業所において保存しておく。

### （虐待の防止のための措置に関する事項）

**第12条** 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従

業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (緊急時等における対応方法)

**第13条** 事業所は、認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### (業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

**第14条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (感染症対策について)

**第15条** 通所介護従業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (非常災害対策)

**第16条** 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

#### (苦情処理)

**第17条** 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に関し、迅速かつ適切に対応するため、本社及び事業所に苦情窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、保険者が行う調査等に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するととも

に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、保険者等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

#### （事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法）

**第 18 条** 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

#### （個人情報の保護）

**第 19 条** 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供についてはあらかじめ利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### （従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止））

**第 20 条** 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### （その他運営についての留意事項）

**第 21 条** 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 サービスの提供に関する書類は、それぞれ法令または条例で定められる期間保存をする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団行徳会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### （第三者評価について）

**第 22 条** 第三者評価実施の状況

実施した直近の年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日実施

実施した評価機関の名称 \_\_\_\_\_ 実施機関名

評価結果の開示状況

館内掲示及びホームページへのアップロード

附 則

この規程は平成31年2月1日から施行する。

令和元年6月1日

「第17条 第三者評価実施の状況」追記

令和元年9月1日

「第5条-1 営業日」変更

令和3年4月1日

「第12条 虐待の防止のための措置に関する事項」追記

「第14条 感染症対策について」追記

「第19条 従業員の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止）」追記

以下繰り下げ

令和6年4月1日

「第14条 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項」追記

以下繰り下げ